

# 学校いじめ防止基本方針

今治市立大三島中学校  
令和6年4月2日改定

## 1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2【学校が設置する組織】

### 大三島中学校いじめ防止対策委員会

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、  
人権・同和教育主任、養護教諭、  
学年主任、学年生徒指導担当、学級担任

### 重大事態等への対処のための組織

#### < 構成員 >

P T A、学校評議員、公民館、校医、  
スクールソーシャルワーカー、民生委員、  
人権擁護委員、ハートなんでも相談員

#### < 役割 >

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒に対する支援及び加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のP D C Aサイクルの実行
- 重大事態への対処

#### < 外部専門家 >

#### < 関係機関等 >

発達支援センター  
今治警察署  
伯方警察署  
福祉総合支援センター  
今治市役所ネウボラ  
政策課

## 3【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実
- 分かる授業づくり
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備

#### 4 【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り活動の充実
- アンケート等調査の工夫
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

#### 5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握  
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴する。正確、迅速な事実関係の把握に努める。
- 情報共有と組織的な対応  
教職員は一人で抱え込まず、「大三島中学校いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。委員会は速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援  
当該生徒から事実関係の聴取を行う。心のケアや様々な弾力的措置、いじめから守るための提案・対応を行う。今後について、家庭訪問等により、保護者と相談・協力して対応する。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援  
当該生徒から事実関係の聴取を行う。学校は、いじめを速やかにやめさせ、再発防止に努める。
- まわりの生徒への指導・支援  
集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を理解させる。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応  
未然防止のため、教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を設ける。
- 関係機関との連携  
教育委員会と連携し、いじめの状況に応じて警察等との連携を含め、毅然とした対応を行う。
- 重大事態への対処
  - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校調査組織を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
  - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

#### 6 【家庭や地域に協力を求めること】

##### 家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にすると心と態度の育成
- 子どものサインに気付く関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

##### 地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見つけた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談			○	○				○	○		○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○		○	○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			○
学校評価				○					○			